

(別紙)

## 道路占用物件の安全確認の徹底について

国土交通省の通知に基づき、道路占用許可に当たっては、道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、下記により、占用物件の安全確認を徹底することとなりましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 占用許可期間満了までの間の安全確認

##### (1) 対象

道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある電柱、電線、地下管路及びこれら物件と一体となって機能する占用物件を基本とします。

##### (2) 安全確認の時期

道路占用許可後、5年が経過する時期を基本とします。

##### (3) 安全確認の方法

別添様式により直近の点検結果等を報告してください。

#### 2 今後の道路占用許可（変更許可及び占用期間満了による更新許可を含む）に当たっては、既存の一般的条件に加え、次の内容を附すこととします。

(1) 「道路占用者は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占用物件を常時良好な状態に保つよう管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めなければならないこと。」

(2) 「道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占用物件については、占用許可後、5年が経過する時期を基本として、道路管理者による占用物件の安全確認のため、占用物件の現状について、道路管理者あて書面等により報告しなければならないこと。」

(3) 「占用物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告しなければならないこと。」